

瀬戸内市立邑久中学校いじめ防止基本方針

令和7年度版

いじめに関する現状と課題

○昨年度のいじめの認知件数は、計23件であった。原因は過度な悪ふざけと人権意識の欠如による心ない一言や、陰口や悪口である。いずれのケースも教師が認知し、いじめられた生徒・保護者への支援、また、いじめた生徒・保護者への指導を行った結果、解消に向かい、再発することはなかった。SNSが関係するトラブルも発生している。SNS上のことについては、潜在化し教師が把握することは難しく、生徒との人間関係を密にして早期発見に努めなければならない。

○本校では、週に一度、生徒指導委員会を開き、生徒に関する情報交換を行い、いじめの早期発見に努めている。

○本校の課題は、早期発見に努めるだけでなく、未然防止に向けた取組を充実させることである。特に、「人権教育を充実させ、一人一人が、さらに人権感覚を磨いたり、人権意識を高めたりすること。」また、「自分の気持ちをうまく相手に伝えるなどのソーシャルスキルトレーニングを計画的に教育活動に組み込むこと。」の二点が必要であると考える。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

○いじめ「ゼロ」を目指す、まずはいじめの見逃しを「ゼロ」にするために教員間でいじめ認知の意識を高める。

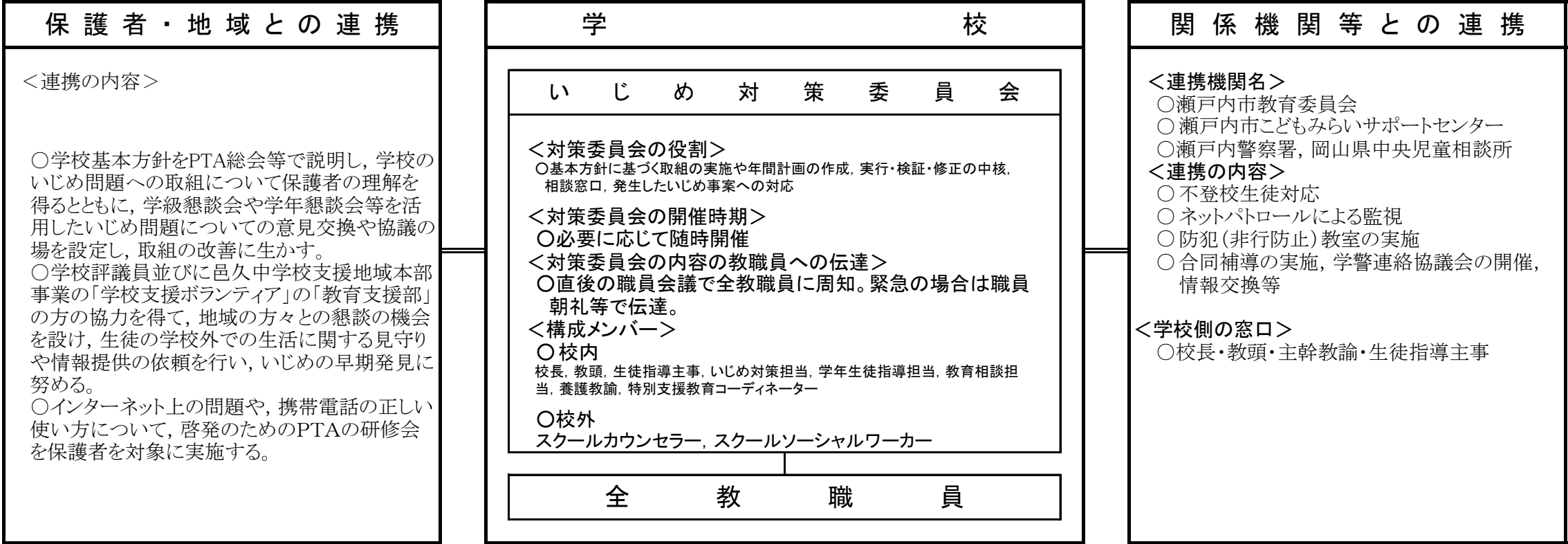
○全体での組織的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも各学年の生徒指導担当、養護教諭(養護助教諭)、生徒指導員、スクールカウンセラー等も参加し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、道徳教育、人権教育、体験活動等の充実を図る。

○週に一度、生徒指導委員会を開き、生徒に関する情報交換を行い、いじめの早期発見に努める。

○いじめの早期発見に向けて、学期ごとにアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。

＜重点となる取組＞

- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・「いじめについて考える週間」及び「人権週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。いじめ防止標語を生徒が作成する。



学 校 が 実 施 す る 取 組	
① 未 然 防 止	(教員研修) ○人権教育の充実をいじめ対策の基盤に据えるために、年度当初にいじめ対策と合わせて人権教育に関する校内研修を実施する。 ○教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社若しくは警察署から講師を招聘し、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 ○特別支援教育や教育相談、心理検査(HYPER-QU)活用スキルアップを図るための研修を実施する。 (生徒会活動) ○人権週間において、生徒会主催で、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (ボランティア活動の推進) ○社会性や自己有用感などを育むため、ボランティア活動(生徒会主催)を推進する。 (学級づくり) ○日頃の授業や行事等の特別活動の中で生徒の主体性を育む体験活動や誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学級経営を進める。 ○いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進める。 ○自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整・解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。 (情報モラル教育) ○ネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間単位以上行う。 (学活・技術・家庭科等) (学力保障) ○授業規律の確立を図る。授業のユニバーサルデザイン化、ICTの活用、グループ学習を推進する。
② 早 期 発 見	(実態把握) ○生徒の生活の様子をしっかりと見守るとともに生徒の心理状態把握のために、学期毎にアンケートと定期教育相談、心理検査(HYPER-QU)を実施することで、生徒の状態を十分に把握し、いじめの早期発見に努める。 ○学年団の教師はもとより、養護(助)教諭及び生徒支援員、生徒指導員との連携も密にし、生徒の変容やSOSを察知するように努める。 ○STEP UPなど生活記録の点検を通して、生徒理解を深めながら、望ましい人間関係の構築を図る。 (相談体制の確立) ○相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと生徒指導、教育相談担当者との連携を密にする。 (情報共有) ○生徒の気になる変化や行為があった場合、毎週開催する「生徒指導委員会」で取り上げ、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 (家庭への啓発) ○学級・学年懇談会において、積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるように、いじめへの対応に関する啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	(いじめの有無の確認＝【正確な実態把握】) ○本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性がみられたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。必ず記録を時系列に残す。 (いじめへの組織的対応の検討＝【指導体制・方針決定】) ○いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 ○指導のねらいを明確にし、全ての教職員の共通理解を図るとともに、役割分担を決定する。市教委及び瀬戸内署など関係諸機関との連携を図る。 (いじめられた生徒への支援) ○いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた生徒への指導) ○いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であるという人権意識をもたせるとともに、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。 ○当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。